自家消費型太陽光発電設備の設置に係る誓約書

（申請者用）

　富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金（自家消費型太陽光発電設備）の交付を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

１　補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

２　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（以下「ＦＩＴ」という。）の認定又は ＦＩＰ(Feed-in Premium)制度の認定を取得しないこと。

３　電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

４　地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

５　関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

６　防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。

７　20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

８　50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

９　設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

10　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

11　防災、環境保全、及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

12　交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

13　10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

14　10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

15　発電した電力量のうち、30パーセント以上を事業所の敷地内で自ら消費するとともに、自ら消費する電力を含めて50パーセント以上を県内の需要家が消費すること。

16　 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15 号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わない者であること。

17　補助対象設備について、本補助金以外の補助を受けていない者であること。

18　法定耐用年数が経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できる見込みがあること。

19　富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金交付要綱第３条第２項の各号に該当

する事由がないこと。

年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 代表者名 |  |